

(内閣委員会)

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案（閣法第一三号）（衆議

院送付）要旨

本法律案は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表すため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。
- 二、この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定による天皇の即位に関して適用する。
- 三、一により休日となる日は、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日として、同法の規定の適用があるものとする。
- 四、一及び三により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。

五、この法律（六を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。

六、五の場合において必要な経過措置は、政令で定める。